

令和 2 年 度

定期監査結果報告書

(含 公の施設の指定管理者監査結果報告書)

令和 3 年 3 月
玉野市監査委員

玉 監 第 5 0 号
令和 3 年 3 月 2 9 日

玉 野 市 長	黒 田 晋 様
玉 野 市 議 会 議 長	三 宅 宅 三 様
玉 野 市 教 育 長	妹 尾 均 様
玉 野 市 会 計 管 理 者	近 藤 小 太 郎 様
玉 野 市 病 院 事 業 管 理 者	西 村 薫 三 様
玉 野 市 農 業 委 員 会 会 長	大 西 敏 夫 様
玉 野 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	小 川 栄 一 様

玉野市監査委員 山 辺 貴久男
玉野市監査委員 河 崎 美 都

令和 2 年度 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度の定期監査を実施したので、
同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

第 1 監査の基準

監査は、玉野市監査基準（令和 2 年 3 月 27 日玉野市監査委員告示 1 号）に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による監査）

第 3 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合规性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等に着目し実施した。

第 4 監査の主な実施内容

実査、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な審査の証拠を入手して実施し、また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

第5 監査の対象及び日程

実施日	監査の対象
令和2年10月2日（金）	玉野備南高校、生涯学習センター、視聴覚ライブラリー、玉野商工高校、教育サポートセンター
令和2年10月9日（金）	荘内公民館、日比公民館、和田公民館
令和2年10月16日（金）	田井公民館、山田公民館、八浜公民館
令和2年10月23日（水）	東児公民館、玉原公民館、玉公民館
令和2年11月6日（金）	下水道課、水道課
令和2年11月13日（金）	健康増進課、競輪事業課、市民病院
令和2年11月20日（金）	消防本部、商工観光課、海洋博物館
令和2年11月27日（金）	日の出ふれあい会館
令和2年12月4日（金）	田井幼稚園、和田幼稚園、日比幼稚園
令和2年12月11日（金）	宇野幼稚園、荘内幼稚園、荘内南幼稚園
令和3年1月19日（火）	会計課、財政課、総合政策課、秘書広報課
令和3年1月26日（火）	税務課、協働推進課
令和3年2月5日（金）	保険年金課、土木課
令和3年2月12日（金）	選挙管理委員会、都市計画課
令和3年2月19日（金）	人事課、農林水産課、農業委員会事務局

*幼稚園6園においては、今般のコロナ禍の状況を踏まえ、書類で審査し、現地での実査は行っていない。

第6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、関係法令、条例、規則、予算目的に準拠し、概ね適正に執行されていると認められたが、一部の事務処理に検討、改善を要する点も見受けられた。指摘事項については、必要な措置を講じ、同じ指摘を二度と受けることがないように留意されたい。

指定管理施設については、いずれも所管部署による継続的評価が行われており、概ね良好な管理がなされていた。

以下の所見を述べることとし、その他の注意事項についてはその都度指摘し、改善するよう指導したので記述から省略した。

[全般的事項]

今回の監査において、各部署で、共通的に見受けられた事項について、記載しているので、今後の業務執行にあたって、見直しをされたい。

(1) 支払遅延について

「政府契約の支払遅延防止法等に関する法律」（以下「支払遅延防止法」という）に基づき、定められた支払期限内に支払われているかに着眼点を置き、試査により、監査を行った。支払時期を書面により約定しないとき、又は書類を作成しないときは、適法な支払請求を受けた日から、15 日以内に支払うこととなっているが、15 日が守られていない事例が見受けられた。

また、支出命令書に「支払日については、相手方了承済」の記載が見受けられた。支払いが遅れても、相手が了承していればかまわないという趣旨に受け取れる。しかし、これは、「支払遅延防止法」の本旨に反しており、支払遅延は相手方に対して著しい不利益を与えるものであり、期限内の支払いを遵守するよう留意すべきである。

(2) 見積書、納品書、請求書の日付について

日付は業者が記入するものであり、「職員が記入する行為」は改ざんが疑われる。見積書、納付書等で日付以外は印字で、日付のみがゴム印や手書きものや日付のみ筆跡が異なるものがあつた。これは、職員が記入したと疑われる可能性がある。また、職員が実際の請求日または請求書の受領日より後の日付を記入した場合には、支払い遅延を回避した行為としか受け取られかねず、市政に対する信頼を失わせるおそれがあるため、留意すべきである。

(3) 契約書について

内容に不備がある部署が多数見受けられた。前年度から継続的に使用する場合でも、再度、内容を精査し、契約に臨むよう留意されたい。

また、契約書の保管方法には大きく2通りの方法がみられた。契約書綴を作成し

て別に綴っている部署や、合理的に、負担行為決議書と一緒に綴っている部署があった。負担行為決議書と一緒に綴る方法は、合理的なやり方であるが、重要なものや長期契約は5年で廃棄しないように気をつけながら、整理されたい。

(4) 収入管理について

複数の課で改善すべき事案が見受けられた。

調定とは地方自治法施行令第154条で「当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうか、その他法令または契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。」と定められている。添付資料と金額が合わなかったり、還付理由の記載がないなど、担当者からの口頭での補足説明がなければ、その正当性を判断できない状況がみられたので、改められたい。

同様に、使用料収入の元となる施設使用申請書の管理においても、付せん等でメモ書きしたまま処理が滞っているように見受けられるものや、経緯について、担当者からの口頭での補足説明がなければ、他者には理解できないもの等が見受けられた。

さらに、現金のやりとりを記す現金出納簿についても、その精度にかなりのバラツキが見られ、定期的な確認が行われていないと見受けられる事案もあった。

収納金が適正であるかを確認する際には、元となる申請書や、予約管理簿、チケットの半券等との照合がなされていないと見受けられる事案があった。不正防止の観点からも早急に改善されたい。

また、指定管理者を経由する使用料等についても、年1回だけの検査や指導では足りないと考える。申請書等と照らし合わせる等、入金額が正しいかどうかを、年度内に複数回、または、抜き打ち的にも実施することを検討されたい。

今般の「玉野市スポーツ振興財団」の不祥事が発覚し、全庁的に業務の見直しの訓示を受けた後に行った今回の定期監査において、これらの事案が見受けられたことは、遺憾である。

他部署で起きた事案についても、自身の問題として認識、業務の再確認をする契機とし、内部統制機能を充実され、日々、自らでまず点検する意識をもって、業務にあたることを望む。

(5) 郵券受払簿、前渡金整理簿、現金出納簿、被服貸与簿等の管理が徹底されていない部署が見受けられた。特に、郵券受払簿においては、所属長の確認印のないものが多くみられた。現金に関係する諸帳簿であることを認識し、今後は、収支に関する徹底した事務の確認を行うよう要望する。

(6) 公金等（現金）取扱マニュアル・公金管理チェックリストについて、整備されていない部署が見受けられたので、至急、整備されるよう望む。

(7) 平成24年策定の「公金管理適正化のための改善方針」については、策定から年数も経過し、現状と合わない面も見受けられることから、随時見直しすることを要望する。

[個別事項] 全体的事項以外で、個別に指摘、要望するもの

◆税務課《指摘事項》

現金領収書の管理については、使用済分や廃棄分、他課への貸出分の保存・管理方法等、十分な精査をされたい。

◆人事課

単独随意契約で購入するため 5 万円未満の伝票に分割したと疑われたものが見受けられたので、適切な事務処理を行われたい。

◆会計課

玉野市の会計業務を司る部署として、「会計事務の手引き」等を使用し、職員に対し指導、説明の周知徹底行うよう望む。

特に、「全般的事項（１）」に記載しているとおおり、支払遅延をおこさないよう、各部署への指導・周知の徹底を望む。

◆市民病院

寄附金について、適正な処理ができていない事例が見受けられた。寄附金受け入れ時において、適正な会計処理を望む。

特定の業者への偏った支払が見受けられた。特定の業者へ偏ることのないように要望する。

◆玉野備南高校、生涯学習センター、視聴覚ライブラリー《指摘事項》

収入事務については、高山ドームの使用料について、疑義のあるものが見受けられたので、適切な事務処理を行われたい。

◆玉野商工高校

学校徴収金については、令和 2 年 11 月に「県立学校の不適切会計処理」について、県教委が調査したところ、約 7 割に不備がみられたとの報道があった。徴収金は準公金であり、「玉野市立学校徴収金取扱要項」を再確認し、適正な会計処理を望む。

◆各幼稚園

準公金に重点を置いて監査したところ、市費で払うべきもの、徴収金で払うべきものが、明確な仕分けがなされていない支出が見受けられた。明確な仕分けをするよう望む。

また、本来行われるべき報告・監査が漏れている準公金もあった。「玉野市立学校徴収金取扱要綱」を再確認し、適正な会計処理を望む。

